

第五次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

素案

和光市

社会福祉法人和光市社会福祉協議会

第3章

計画の基本的な考え方

1. 包括的な支援体制の整備

地域福祉を推進するにあたり、住民が日常生活を送る上で身近な範囲を「圏域」として定め、住民の生活実態に即した支援体制を構築することが求められます。

圏域の範囲内で、住民同士の顔の見える関係づくりや「見守りネットワーク」が構築しやすくなるほか、行政機関だけでなく、民生委員児童委員、自治会、NPOなどの多様な主体が、住民の生活に身近で寄り添うことにより、地域における複雑化・複合的な課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に適切な支援につなげることが可能になります。

(1) 市内圏域の考え方

本計画における圏域は、他の計画や制度との整合や福祉以外の分野における団体等との連携を図る観点から、市全体の準中学校区にあたる範囲を「日常生活圏域」とし、概ね小学校区を範囲とする「地区社協圏域」、防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動区域を「小地域圏域」としています。

【市内圏域のイメージ】



(2)日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、必要なサービスや支援が受けられる地理的な範囲を指します。介護保険法においては、市町村が地域支援事業を実施する単位として設定されることが多く、中学校区や小学校区を基本として、概ね30分以内に移動できる範囲が想定されています。

しかし、日常生活圏域の考え方は、介護保険の規定に留まりません。介護や医療のほかにも、閉じこもりや孤立といった社会的な問題は、高齢者に限らず全世代に関わる重要な課題です。

日常生活圏域は、高齢者の自立した生活を支えるためのサービス提供の場であるとともに、住民が主体的に関わることで、地域全体の福祉力を高めるための重要な基盤であると言えます。

【市内の日常生活圏域】



(3)地区社協圏域

地区社協圏域は、地域住民が主体となって福祉課題に取り組むための、概ね小学校区を単位として設定しています。

地区社協圏域の範囲は、住民同士の「顔の見える関係」を築きやすく、例えば小学校の児童の登下校時の見守り活動や、学校行事を通じた保護者同士のつながりなどによる日常的な接点が多くなり、きめ細やかな支え合い活動やボランティア活動が展開しやすいのが特徴です。高齢者の安否確認や配食サービス、地域のふれあいサロンなどは、小学校区という小規模なコミュニティだからこそ実現しやすい活動と言えます。

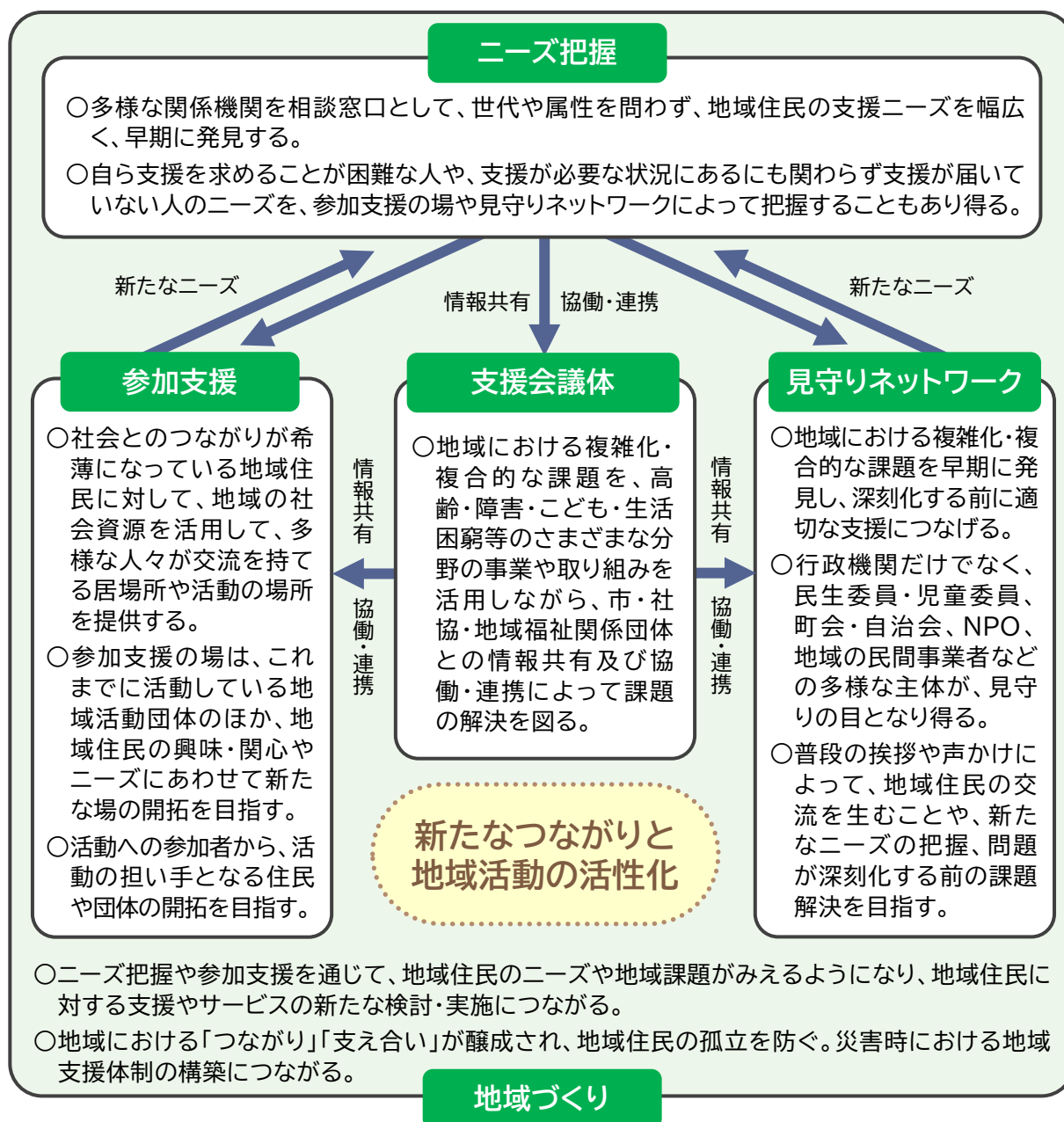
【市内の日常生活圏域と地区社協圏域との関係】



2. 地域福祉の推進にあたっての取り組み

本計画では、地域福祉の推進にあたって「新たなつながりと地域活動の活性化」を目的とした、地域における包括的な支援の仕組みづくりを目指しています。

【新たなつながりと地域活動の活性化を目指す取り組み】



3. 計画の目指す姿

近年は、人口減少や少子高齢化に伴う社会的孤立や地域コミュニティの機能低下といった課題が地域で多くみられています。虐待、ひきこもり、生活困窮など、生きづらさを抱える住民が増加する中、分野を横断した包括的な支援が求められています。国が目指す「地域共生社会」とは、子どもから高齢者まで全ての住民が、それぞれの立場や状況を超えてつながり、支え合う社会のことで、福祉、医療、教育といった既存の制度の縦割りを越え、住民や NPO、行政などが「我が事」として参画し、自助を基本としながら、互助・共助・公助をバランスよく組み合わせることが大切となります。

こうした取り組みを通じて、一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、『つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり』を、計画の基本理念とします。

基本理念

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり



4. 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

つながりを育み、誰もが安心して住み続けられるまちづくり

1 ニーズ把握体制の充実

(1) 相談体制・情報提供の充実

(2) 民生委員児童委員との連携強化

(3) ひきこもりセンターの充実と連携

(4) 孤独・孤立に対する支援

(5) ケアラーに対する支援

2 だれもが参加できる
市民活動の場づくり

(1) 地域福祉活動の充実と
担い手の育成

(2) 多世代、多文化が交流できる
イベントの開催

3 ふれあい支え合える
地域の居場所づくり

(1) 地域の福祉活動の充実

(2) 地区社協活動の充実

(3) 地域福祉コーディネーターの機能
の充実

(4) 多世代・多文化交流の推進

4 地域ぐるみでの
見守りネットワークづくり

(1) 地域の見守りネットワークの構築

(2) 避難行動要支援者登録制度の実施

(3) 避難行動要支援者・要配慮者への
支援体制の充実

5 多様な支援を共に考える
会議の場づくり

(1) 支援会議体の設置

第4章

施策の展開

基本方針 1 ニーズ把握体制の充実

基本施策 1 相談体制・情報提供の充実

生活課題・福祉課題を抱えた人が地域の身近なところで相談できるよう、各相談機関や団体等が相互に協力しながら、さまざまな分野の相談に総合的に応じられる体制を検討します。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、分かりやすい情報発信を行うとともに、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報発信の方法を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①相談事業所間の連携	高齢、障害、子ども、困窮等、複数の分野にまたがる複雑な相談に、分野横断的な視点で対応します。統合型の支援として、さまざまな専門機関が連携して対応にあたることで、一人ひとりの状況に合わせた多角的な支援を行います。	市
②社会福祉法人間の連携	ひとつの社会福祉法人では解決が難しい地域全体の課題に対し、法人同士がさらなる連携を図ることで、それぞれの強みを活かした地域活動の推進を図ります。	
③属性を問わない相談支援	どのような相談に対しても受け止め、しかるべき機関につなぐことや、他機関との協働によって解決を目指す相談支援を実施します。	社協
④困りごと相談等の活用	市民一人ひとりが、自分や家族の困りごとや悩みについて、各事業所の相談窓口を積極的に活用します。	市民
⑤市内活動団体の情報収集	市内で活動するNPOやボランティア団体、地域活動団体等の活動内容や連絡先等の情報を集約します。地域にどのような社会資源があるかを正確に把握することで、相談支援の際に適切な団体へつなぐことや、団体間の連携促進に役立てます。	
⑥相談機関からの情報発信	相談機関の周知のため、広報誌やホームページ、SNSでの情報発信だけでなく、各種団体や地域へ出向いて行う出前講座等を開催することにより、支援を必要としているものの情報が届きにくい市民への周知を図り、孤立することなく適切な支援につながる体制を構築します。	市・社協

取組項目	取組内容	取組の主体
⑦人から人への口コミ	出前講座や講演会等で得た知識を、参加した市民が他の人へ伝える口コミは、重要な情報発信となります。身近な人からの情報伝達の輪を広げ、支援が必要な人が孤立しない地域づくりにつなげます。	市民
⑧地域での声かけ	地域の中で困っている人を見かけたら声をかけるとともに、日常の挨拶やちょっとしたおしゃべりを大切にします。このような普段からのコミュニケーションが、悩みや心配を打ち明けるきっかけとなり、孤立の防止や問題の早期発見につながります。	市民

基本施策2 民生委員児童委員との連携強化

民生委員児童委員(以下、民生委員)は、高齢者や障害者、こども等幅広い方からさまざまな相談を受け、必要に応じて行政・福祉機関につないでおり、様々な社会福祉活動を行っています。民生委員がさらに効果的に活動できるよう、活動の周知や人材確保に向けた働きかけの強化、各委員へ活動に関する情報の周知を図ります。

また、民生委員の活動を、市や社協、関係機関との連携による情報共有や支援をより充実することで、地域福祉の向上を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①民生委員及びその活動の周知	広報やチラシ等を用いて、民生委員及びその活動の周知を行います。	市・社協
②民生委員と関係機関との連携・協働	民生委員と関係機関で、地域の状況等に関する情報共有を行います。	市・社協
③民生委員の人材確保に向けた働きかけの強化	課題を抱える世帯への支援を行う際には、必要に応じて、民生委員もコミュニティケア会議や個別支援会議等に出席し、情報共有を図るとともに、関係機関と連携した効果的な支援を行います。	市
④事務局機能を通じた各地区の連携支援	自治会等の地域組織への推薦依頼や、各種サポーターやボランティアなど地域で活動している人への呼びかけ等により、民生委員の欠員地区の解消を図ります。	社協
⑤民生委員活動への協力	民生委員活動によって、地域で見守りがあること、また子供たちの安全にもつながっていることを理解し、民生委員活動に協力することで、住民同士で助け合う互助の力を向上させます。	市民
⑥民生委員への相談	地域課題や困りごとなどがある場合、必要に応じて民生委員に相談します。民生委員が地域における課題解決に向けた体制づくりにつなげるにより、地域での支援の輪を広げます。	市民

基本施策3 ひきこもりセンターの充実と連携

ひきこもりに関する早期介入や自立促進プログラムなどの支援を展開し、ひきこもり当事者が地域において孤立することなく、自己肯定感を持って生活できるよう、アウトリーチ型の積極的な支援を行える体制づくりを進めます。

また、ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多く、多分野との連携が求められるため、相談体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ひきこもりセンターによる早期発見・早期介入	ひきこもりセンターでは、民生委員など地域の実情を知る住民と情報を共有することで、ひきこもりの発見とアウトリーチ型の支援につなげていきます。支援にあたっては、適切なアセスメントを実施し、それぞれの状況に合わせたプランを立てた上で伴走型の支援を行っていきます。	市
②ひきこもりを抱える世帯に対する相談体制の充実	ひきこもりを抱える世帯においては複合する課題を抱えるケースも多いため、的確に問題を把握し、家族に対する適切な助言・指導を行うなど、本人に対する支援だけではなく、世帯に対する包括的な支援を実施します。	社協
③ひきこもり当事者に対するニーズ把握や就労支援の実施	社協が運営する事業所における事業を活用し、ひきこもり当事者が認められ、受け入れられる場を提供します。また、和光市くらし・仕事相談センターすたんど・あっぷにおいて実施している就労支援事業として相談の支援を行うほか、サロン活動、ボランティア作業を通して、就労準備や中間的就労につなげます。	社協
④地域での見守りの実施	民生委員や地域住民が連携して、ひきこもりに関して気になる世帯や家庭への見守りを継続的に行い、さりげない声かけなどを通じて社会からの孤立を防ぎ、異変の早期発見に努めます。	市・社協・市民
⑤ひきこもりについての相談、勉強会、地域の居場所への参加	ひきこもり当事者やその家族が、専門機関への相談や、正しい知識を学ぶための勉強会、安心して過ごせる地域の居場所へ積極的に参加します。同じ悩みを抱える人との交流や専門的な支援を通じて、孤立感を和らげ、社会とのつながりを回復する一歩とします。	市・社協・市民

基本施策4 孤立・孤独に対する支援

地域住民の中には、支援が必要な状況にあるものの、支援を求める声を自らあげられない場合や支援を拒否する場合、支援につながるまで時間がかかる場合などがあります。地域での孤立を解消するような、人と人、人と場をつなげる仕組みを創出します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①声を上げやすい・相談しやすい環境整備の検討	誰にも頼れず社会から孤立してしまう人をなくするため、孤独・孤立対策推進法の趣旨を踏まえ、新たな取組を検討していきます。当事者が自ら声を上げやすい雰囲気づくりや、必要な支援に確実につながる相談体制等、実効性のある環境整備を目指します。	市
②悩みや困りごとの相談先等の周知	相談窓口での相談に加え、窓口等に来られない、声を上げられない当事者を考慮し、SNS等を活用している外部の相談先の周知を進めます。	市・社協
③住民同士による居場所づくり、日常での声かけや見守り活動の促進	住民が主体となった、地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声かけ活動を促進するための支援を行います。	社協
④アウトリーチ活動	支援が必要にも関わらず、自ら声を上げることが難しい方に対し、支援者側から地域へ出向くアウトリーチ活動を実施します。制度の狭間にある課題や、支援につなげていく必要のある生活課題を発見し、問題解決につなげます。	社協
⑤ボランティア活動の紹介	社会参加や地域貢献へのきっかけとして、本人の関心や希望に応じたボランティア活動を紹介します。活動を通じて人との接点や没頭できるものを見つけることで、役割や生きがいを持ち、社会的な孤立感の軽減につなげます。	社協
⑥市民による地域活動の活性化	市民が主体となり、身近な地域でサロン等をはじめとした自分らしくいられる多様な「居場所」づくりに取り組みます。	市民
⑦地域活動等への参加	地域社会の一員として、市民が地域のイベントや活動に積極的に参加します。	市民

基本施策5 ケアラーに対する支援

高齢、障害、病気等の状態にある家族や身近な人に対して、無償で介護や日常生活上の世話をしている方を「ケアラー」といいます。

高齢者分野では、家族介護者に対する支援として介護サービス等による施策が行われているものの、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、家族によるケアが当たり前となる傾向があり、本人にその自覚がないことや自ら相談しにくいことなど、問題が潜在化しやすい状況にあります。

支援を必要とするケアラーの早期発見・把握をするとともに、ケアラーの負担軽減や課題解決を図るため、ケアラーの状況に応じて複数の関係機関や多職種による連携を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ケアラーに対する相談・支援の実施	医療、介護、福祉等の関係機関が連携し、支援が必要なケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげます。支援にあたっては、本人への個別支援だけでなく、ケアの背景にある家族の状況等も踏まえた一体的な支援を行います。	市
②相談の背景にあるケアラー問題への気づき	さまざまな相談を受ける際には、その背景にケアラーの問題があるかもしれないという視点を持ち、ケアラー本人が自覚していないケースや表面化していない問題の早期発見に努め、必要な支援につなげます。	市・社協
③ヤングケアラーが過ごせる場の周知	ヤングケアラーがケアから離れ、子どもとして安心して過ごせるよう、児童館の活用を促進します。また、栄養バランスの取れた食事や、多世代との交流の機会となる子ども食堂・地域食堂などの周知も行い、地域社会でケアラーを支える環境を作ります。	社協・市民
④ケアラーが相談できる場の周知	ケアラーが1人で悩みを抱え込まないよう、市の相談事業所の案内に加え、専門的な支援を行うNPO等の外部相談先も積極的に紹介します。	市・社協
⑤地域の見守りによるケアラーへの早期支援	住民同士による日常的な挨拶や交流から、ケアラーの存在やその困りごとに気づき、支援を必要としている場合は相談機関へつなげます。	市民

基本方針 2 だれもが参加できる市民活動の場づくり

基本施策 1 地域福祉センター及びボランティアセンターの充実

地域福祉を推進する上で、自助力・互助力を高めていくことは必要不可欠であるため、地域福祉センターやボランティアセンターの機能を活用しながら、気軽に誰もが参加できる活動、つどいの場所を提供し、地域福祉活動の一層の充実と新たな担い手の確保につなげます。

特に、地域における支え合い活動のリーダーとなる人材を発掘するために、意欲はあるが活動に踏み出せていない人、特に「団塊の世代」や「アクティブ・シニア」が気軽に楽しみながら地域活動等に参加できるような取組を行うとともに、発掘した人材を育成するための研修の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉センターの有効活用と利用者の拡大	地域福祉センターは、地域住民の自治活動又は福祉活動等の場を提供することにより、施設の有効利用を図るとともに、高齢者・障害者への理解を深め、コミュニティの形成及び福祉の増進を図る地域拠点であり、引き続き多くの市民が利用できるように環境づくりに努めます。 特に、これまで利用の少ない夜間帯や子ども・若者への貸し出しを積極的に進め、利用者の拡大を図ります。	市
②地域活動への参加支援	(1)高齢者活躍の支援 高齢者事業を推進する「シルバー人材センター」の運営支援等、高齢者が生きがいを持って活躍できる場の提供につなげます。また、高齢者が生涯現役で活躍できる仕組みづくりを行い、高齢者の雇用・就業支援だけでなく、ボランティア等の社会参加推進に取り組みます。 (2)地域活動の参加のきっかけづくり 市内にある各種サポーターの講座の情報を学校や地区社協、地縁団体等に提供し、参加するきっかけをつくります。 (3)地域とのつながり支援 地区社協等の地域関係機関と連携し、地域の事業にボランティア・各種サポーターに参加を呼びかけ、地域のつながりを醸成します。	市・社協・市民

取組項目	取組内容	取組の主体
③ ボランティアセンターによる活動団体への支援	ボランティアセンターでは、ボランティアに関する情報提供や相談、ボランティア活動団体に対する財政支援、専従職員によるニーズ把握やマッチング、ボランティア活動団体の交流事業の実施等、ボランティア活動に関するサポート業務を行います。 ボランティアを受け入れる団体や施設のリスト化や、ボランティア情報の発信、マッチング機能や交流事業の強化を活発に行い、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。	社協
④ ボランティア活動者数の増加	ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティアセンターによる地域のボランティア活動のPRを、広報やホームページ等さまざまな媒体を利用して積極的に行います。 福祉施設でのボランティア体験後に継続的に活動に関わってもらうために、ボランティアを「したい人」「受けたい人」への情報提供を進めます。 また、日中働いている人など、多様な参加のしかたが可能になるような活動を検討し、学生からシニアまで潜在しているニーズを発掘して、活動につなげます。	社協
⑤ 学校・地域・社協・地区社協が一緒になって行う福祉共育や活動参加の推進	若い世代から思いやりや助け合いの心を育み、福祉に対する理解を深められるよう、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出し等を通じて、小中学校や高等学校への福祉共育を地域や社協、地区社協とともに推進します。	社協・市民
⑤ 企業・社会福祉法人・NPO法人関係団体への社会貢献活動の啓発	我が事として、地域の福祉課題の解決に向けて考え、行動ができるように、企業、社会福祉法人、NPO法人等の関係団体が体験学習や講座などの地域福祉活動へ参加することで、住民や地域に根付いた組織となることや、地域福祉活動への参加者の増加と担い手の確保を目指します。	社協・市民

基本施策2 多世代、多文化が交流できるイベントの開催

ゆめあい和光まつりなど、イベント企画の充実を図ります。

ゆめあい和光まつりは、地域の絆を深め、福祉のまちづくりや、市民参加、地域コミュニティの充実を図ることを目的に毎年開催しています。

取組項目	取組内容	取組の主体
①だれもが参加できるまつりや大会等の参加の場の提供	市民まつりやゆめあいまつり等の開催にあたって、地域福祉活動やボランティア活動の参加の場を提供します。また、参加者に対して、他の地域福祉活動やイベント等の情報提供を行い、活動の場の拡大につなげます。	市・社協・市民
②地域における多世代交流の場づくりの推進	地域特性に合った多世代交流事業について、市・社協・住民と一緒に検討し、継続的に実施することができるよう、場所や体制の調整を行います。 また、特定の拠点で実施している多世代交流事業を、市内全域に拡大して展開することや、対象者の決まった既存事業を活かし、参加者の世代を拡げ新たな交流の場として応用することなどを検討します。 社協運営施設では、児童から高齢者まで多様な世代が利用する事業所を運営しており、事業所の強みを生かして、地域住民同士や多世代による交流の機会を作ります。	市・社協・市民
③地域活動への住民参加の推進	地域活動やイベントについては、特定の住民のみが参加している状況があるため、今後はこれまで地域との関わりの少ない住民の参加が重要になります。 関係各課や社協、学校、各支援センターなどと連携し、さまざまなイベント・事業等において周知を行います。	市・社協・市民
④多文化共生のための施策の検討、実施	地域に暮らすすべての人が、国や文化の違いを超えて理解しあい、ともに支えあいながら、安心して暮らせる地域を目指します。そのため、市や社協の発行物は、多言語表記や、送り仮名やイラストの掲載などの工夫を行います。 また、市では関係部局との調整や他自治体の対応事例などをもとに、多文化共生のために必要な取組とその効果を検討し、施策として実施します。	市・社協
⑤共生の観点を含めた福祉共育の実施	福祉共育では、多文化共生についても学習内容に含め、若い世代から多文化共生についての意識が醸成されるよう努めます。	市・社協

基本方針 3 ふれあい支え合える地域の居場所づくり

基本施策 1 地域の福祉活動の充実施策

地域の福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠であることから、社会福祉協議会が行う地域支援活動や地区社会福祉協議会の活動の充実、また社会福祉法人やNPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

あわせて、法人・団体相互の連携、法人・団体と地域住民の関係づくりを推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域の居場所の整備と確保の支援	地区社協で地域実情に即したサロン等の活動が行えるよう、生活支援コーディネーター等の関係者による支援や、補助金・助成金の情報提供等を通じて、地域の居場所の整備と運営の支援を行います。	市・社協
②地域の居場所を運営する関係団体の連携推進	地域における公益的な取り組みとして、法人連絡会を設立しており、施設の開放や地域福祉に資する事業を、他の社会福祉法人等と連携して推進します。	社協
③施設を活用した居場所づくり	社協が運営している施設を活用し、身近で気軽に行ける居場所づくりを進めます。	社協

基本施策2 地区社協活動の充実

現在、市内9小学校区すべてに地区社協が設立されています。それぞれの地区社協が、サロンや地域食堂、夏休みのラジオ体操など地域特性に合わせた活動を行っており、地域のイベントにも積極的に参画しています。それぞれの地区社協活動の目的意識をより深め、充実した活動が行えるよう、支援を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地区社協の活動支援	地区計画作成や活動の支援、助成金情報の提供などを引き続き行います。加えて、地区社協活動に必要な研修や講演会の開催や情報提供を通じて、自主的な活動がなされるよう支援します。	社協
②地区社協間での連携推進支援	地区社協間において相互に発展した会となるよう、情報提供や意見交換の機会などの開催支援を行います。	社協
③市による地区社協の事業支援	地区社協が継続して活動できるよう、事業について社協と連携するほか、財政面での支援を行います。	市・社協
④地域団体や行政との連絡調整	また、地区社協活動の実施にあたり必要な情報等の提供を行うほか、要望に応じて市の施策に関する研修等を実施します。また、市との定期的・継続的な対話の場を設け、相談や連携を行います。	市・社協
⑤地区社協活動の周知	地域の互助力を高めるため、地域の各団体との関係構築及び行政各部署との連携を図ることができるよう、連絡調整を行います。	市・社協
⑥地区社協活動への理解と参加	より多くの住民に活動に参画してもらえるよう、地区社協活動の発信及び周知を行います。	市民

基本施策3 地域福祉コーディネーターの機能の充実

地域活動を支える地域福祉コーディネーターが、地域福祉推進協議会と地域の状況や課題などについて情報を共有し、専門職等関係機関との会議において介護予防と生活支援、社会参加の場となる住民活動につなげる役割を担います。

今後、市民活動を支援していくために、地域福祉コーディネーターの役割は必要不可欠あり、また地域福祉コーディネーターは生活支援体制事業の生活支援コーディネーターを兼ねており、幅広い役割を担うことが求められます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域福祉推進協議会の活動の活性化	全ての日常生活圏域(準中学校区)に設立された地域福祉推進協議会における活動を推進します。	社協
②地域福祉コーディネーターの機能の充実	小学校区に配置されている地域福祉コーディネーターは、支援が必要と思われる住民に対して、早期に地域包括支援センターなどの相談機関につなぐ役割を担います。 日常生活圏域(準中学校区)に配置されている地域福祉コーディネーターは、住民や専門職等からなる支援会議に出席し、支援対象者を生活支援と介護予防、社会参加の機能を持つ地区社協等の住民活動へ積極的につなぐ役割を担います。 あわせて、地区社協の活動支援と市との橋渡しを行う役割を担います。	社協
③地域活動との連携	日常生活圏域(準中学校区)に内にある他の小学校区の現状と目指すべき将来像、それに対する地区社協の取り組みを共有します。 市民による小地域福祉活動を地域福祉コーディネーターと共有し、住民の主体的な地域活動を支援します。	社協・市民

基本施策4 多世代・多文化交流の推進

年齢や経歴の異なるさまざまな住民が、自分らしさを大切にしながら同じ地域で暮らしていくためには、お互いに関心を持ち、認め合うことが大切です。そのためには、学校や職場といった特定のコミュニティの人間関係だけでなく、日常生活におけるご近所の方との挨拶や交流、地域のイベントへの参加等を通じて、自分たちが暮らす地域の一員として、幅広いつながりを作ることが必要になります。

また、市内に外国人の居住者が増えている中で、これまでになかった新しい要望も生まれています。そうした声に応えるとともに、外国人の方と共に快適に暮らせる地域を目指した取組を進めます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域における多世代交流の場の活性化	市内各地で行われている多世代交流事業について、市民や社協と一緒に検討し、継続的に実施することができるよう、場所や体制の調整を行います。また、特定の拠点で実施している多世代交流事業を、市内全域に拡大して展開することや、対象者の決まった既存事業を活かし、参加者の世代を拡げて新たな交流の場として応用することなどを検討します。	市・社協・市民
②幅広い世代が参加する交流イベントへの支援	市民活動推進課をはじめとする庁内各課と連携・情報共有を行い、市内の団体で行っている交流イベント実施にあたって必要な支援を行います。また、他市事例等の情報収集を行い、新たなイベント案等を検討し、地域住民に対して積極的に提案を行います。	市・社協
③地域活動やイベントへの新たな参加者の取り込み	地域の活動やイベントには特定の住民のみが参加している状況があるため、これまで地域との関わりを持っていなかった住民を取り込んでいくことが、地域のつながりを作る上で重要となります。関係各課や社協、学校、各支援センター等と連携し、地域で行われている活動やイベントの周知を行います。	市・社協
④多文化共生のための施策の検討	市内関係部局との調整や、他自治体の対応事例の調査を通じて、多文化共生のための取組とその効果を検討します。施策の実施のために必要であれば、予算措置を行います。	市

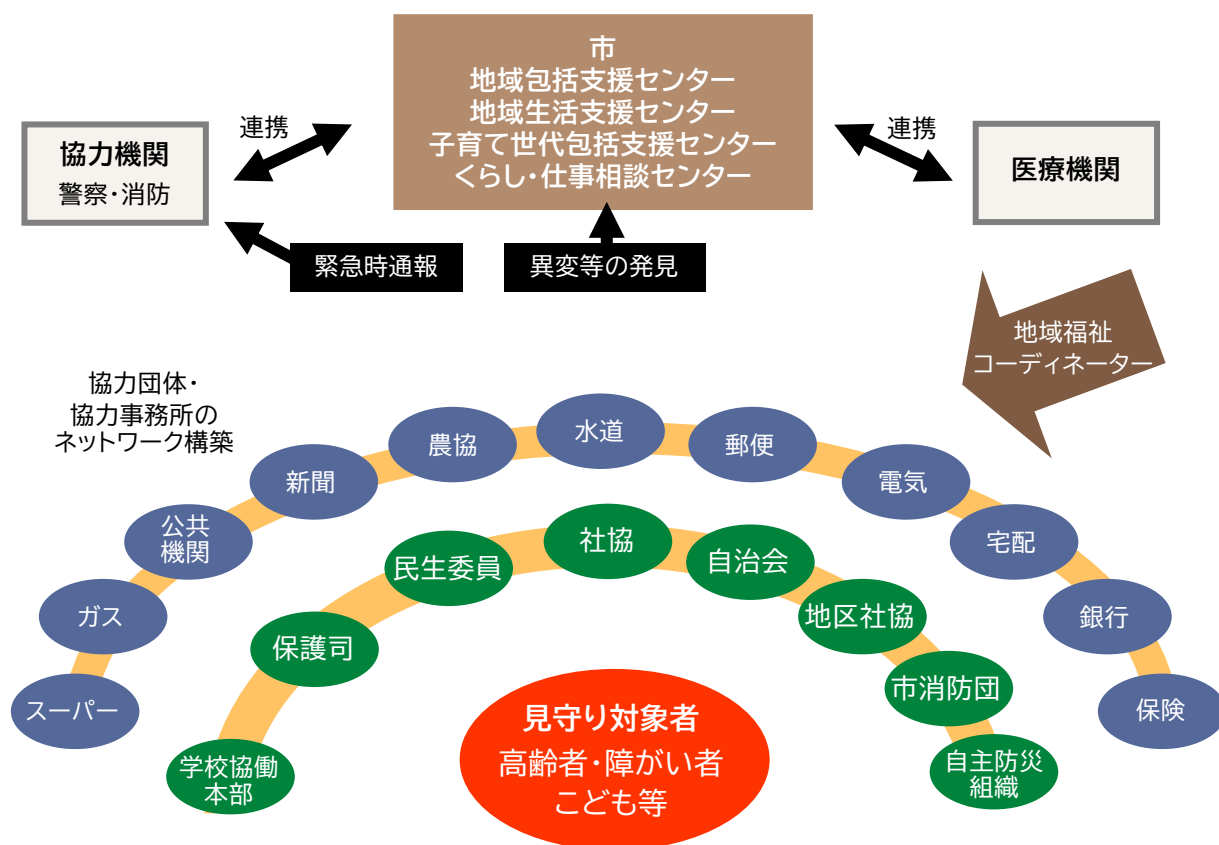
取組項目	取組内容	取組の主体
⑤多文化共生を意識した取組の実施	国や文化の違いを考慮し、発行物に送り仮名やイラストを盛り込むなど、ユニバーサルデザインを意識します。 また、ごみの出し方などの生活ルールについて多言語で表記し理解を促すなど、外国の方の地域生活での利便が高まり、地域住民も安心して暮らせるようになる取組を支援するとともに、多文化との共生に取り組む団体等との連携を推進します。	市・社協
⑥多様な文化を理解する福祉共育の推進	福祉共育の観点では、障害や高齢に関するだけでなく、多文化共生についても内容に含め、子どものうちから多文化共生についての意識が醸成されるようにしていきます。 言葉や文化の違いにかかわらず、同じ地域に暮らす住民同士が助け合えるつながりづくりに努めます。	社協・市民

基本方針 4 地域ぐるみでの見守りネットワークづくり

基本施策1 地域の見守りネットワークの構築

市内関係機関、地域住民、民間企業等との連携による見守りネットワーク事業の構築を図り、要支援者が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに、日常生活における問題を市並びに関係機関、関係者が早期に発見し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境を目指します。

見守りシステムには、ICTを積極的に活用していくほか、自治体・福祉機関が民間企業との間で見守り協定を締結し、認知症が疑われる顧客を発見した場合、自治体や地域包括支援センター等と連携することで、早期発見・早期対応につなげることを目指します。



取組項目	取組内容	取組の主体
①見守りネットワーク構成員の検討	地域の見守りネットワークの構築には、身近な地域にある多様な機関・団体の協力が不可欠です。自治会や民生委員、地区社協といった地域福祉に関する人や機関に加え、日常生活において住民との接点が多い民間事業者(新聞・郵便・宅配等の配達事業者、金融機関やスーパー等)にも、要支援者のゆるやかな見守りや異変の早期発見を担う構成員として協力を求めます。	市・社協
②見守りネットワーク機能化のための仕組みづくり	見守りネットワークの構成員が要支援者の異変を発見した際に、市役所や地域包括支援センター等の専門機関へ円滑に連絡・相談できる体制を整備します。	市・社協
③ネットワーク構成員による会議の開催	ネットワークを構成する関係機関や地域福祉関係者、民間事業者等が集まる定例会を設置します。定例会では、各々の活動状況や地域の課題について情報共有や意見交換を行うとともに、具体的な支援事例の検討を通じて、構成員がお互いに顔の見える関係を構築し、横のつながりの強化を図ります。	市・社協・市民
④個別検討会議	ひとつの機関や関係者では対応が困難な事例や複合的な課題を抱える要支援者について、個別検討会議を開催します。会議には、対象者の状況に応じて必要となる専門職や関係機関の実務者が参加し、課題の共有、具体的な支援方針の決定、役割分担の明確化を行います。	市・社協
⑤地域社会の受け入れとつながり	地域での見守りは、ネットワークの構成員だけで行えるものではなく、住民が支援を必要とするさまざまな事情を抱える人への理解を深めることが大切です。 広報誌等の媒体を用いた情報発信を積極的に行うことや、誰もが気軽に立ち寄り交流できるサロン等の場を活用することなどで、支援の有無にかかわらず多様な住民が自然に関わり合える機会を増やし、顔の見える関係がある地域づくりを目指します。	市民

基本施策2 避難行動要支援者登録制度の実施

自力で迅速な避難行動をとることが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害時の支援だけではなく、日常生活においても要支援者の異変にいち早く気づくために、要支援者に関する日頃からの情報共有や見守り活動など、それぞれの地域に合わせた支援体制の整備を行います。また、避難行動要支援者登録制度の条例化推進を図ります。

本市では、同意した人の情報のみを平常時に事前提供する「手上げ方式」を採用しています。令和7(2025)年7月末時点で、市が把握している要支援者2,953人のうち、自主防災組織などへ事前提供されているのは853人(29.1%)にとどまることから、手上げ方式では支援が必要な人を取りこぼしてしまうことを地域で心配されている事例もあります。

市議会定例会に関連の条例案を提案し、条例の施行後、市は、要支援者の名前や住所、連絡先、手助けが必要な理由を記した名簿を作成します。全員に案内文を郵送し、返信がなければ同意したとみなす「逆手上げ方式」を取り入れ、拒否の届けを返信した人を除いた別の名簿を、警察署や消防署、民生委員、地区社協、自治会、自主防災組織等へ提供する仕組みづくりを進めています。

取組項目	取組内容	取組の主体
①避難行動要支援者登録制度条例化を受けての取組内容の見直し	条例化により、これまで以上に多くの要支援者情報を平常時から地域の支援関係者(自主防災組織・警察・消防等)と共有することになり、災害時の迅速な安否確認や個々の状況に応じた支援体制の構築を目指します。	市
②制度の積極的な周知・申請の案内	市ホームページ・広報誌への掲載、市内公共施設への申請書類の設置などによる積極的な広報活動を行います。 未登録の対象者に対し、制度案内の通知を発送するほか、障害者手帳等の申請窓口での案内や、特に支援を要する方への戸別訪問等による案内を行います。 あわせて、市内の障害福祉サービス事業所や介護事業所に対する定期的な事業者説明会を開催し、事業者を通じた利用者への制度の周知を図ります。	市
③登録名簿の適切な管理	個別計画書を3年毎に要支援者本人及びその支援者へ配付し、定期的な計画内容の確認と情報の更新を行います。また、自治会、地区社協等へ名簿を提供する際は、個人情報漏洩することがないよう、管理・取り扱いを規定した協定書を締結します。	市・社協・市民
④登録名簿の有効な活用	災害時には、すみやかに避難所等へ名簿を提供し、安否確認や避難支援へ活用します。要支援者名簿の活用については、社協や住民とともに検討します。	市・社協・市民

取組項目	取組内容	取組の主体
⑤支援者の確保	支援者がいない登録者に対しては、本人の意向を確認した上で、地域団体等が支援者候補を探す取り組みを行います。	市・社協・市民

基本施策3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

災害等による市民への被害を最小限にするため、地域の防災組織を強化するとともに、避難行動要支援者避難支援プランの活用を図ります。

また、福祉避難所の運営や民間施設の緊急受け入れなど、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①地域住民や要支援者が参加する防災訓練の実施	防災訓練を実施している地区社協や自治会、福祉施設等と連携し、訓練の実施を支援します。	社協・市民
②災害ボランティアセンターの周知及び立ち上げ・運営訓練の実施	災害ボランティアセンターについて周知を行います。また、地域住民を取り込んだ災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練を実施します。	社協・市民
③普段からできる災害等に対する備え	災害発生時に必要な物を確認し、水・食料等の備蓄や避難時に持参するものを準備しておきます。特に、要支援者は、自分自身の情報（個別計画書・携帯電話の活用等）の整理をしておき、薬・医療器具などを準備しておきます。	市民
④住民同士による日常的な声かけや見守り活動の促進	市民は、地域住民のつながりづくりを目的としたサロン活動や見守り・声かけ活動に参加し、社協ではその活動に対する支援を行います。日常的な声かけや見守りの大切さについて、社協では市民の協力が得られるよう周知・啓発を行い、市民はその理解に努めます。	社協・市民
⑤住民による災害発生時の避難支援	災害時など避難が必要な際は、自身の安全を確保した上で、支援を必要とする方への避難誘導の声かけや可能な範囲での避難支援を行います。	市民

基本方針 5 多様な支援を共に考える会議の場づくり

基本施策1 支援会議体の設置

社会福祉法、生活困窮者自立支援法、生活保護法、居住支援協議会や既存の会議体（中央ケア会議等）を包含する形での会議体の設置を進め、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を協議し、迅速かつ必要な支援につなげます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①構成員の検討	支援会議体では、複雑化・複合化している地域課題を、分野を横断する形で課題の協議と協働した支援を推進できるよう、構成員の検討を行います。	市
②会議体の持つ役割や位置付けの確認	支援会議体では、支援の際に必要な情報の共有ができることによって、状況に即した支援の方向性を具体的に協議できることから、守秘義務も含めた会議体の役割や市における位置付けを明らかにします。	市
③定期的(随時)会議の開催	支援会議体による会議を定期的に(または随時)開催し、地域で問題となっている複合的な課題の解決に向けた協議を進めます。	市

第5章

地域福祉を推進するための計画

1. 和光市成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等のさまざまな理由により、自身の判断能力が十分でない方々を社会的に支えるための重要な仕組みです。具体的には、不動産や預貯金といった財産の管理、介護や福祉サービスの利用契約等、私たちの日常生活に不可欠な法律行為や手続において、不利益を被ることがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の意思を尊重しながら判断能力を補い、その権利を法的に保護し、支援することを目的としています。

この制度は、平成12(2000)年の介護保険制度と同時にスタートしましたが、手続の複雑さや制度自体の認知度の低さ等が要因となり、全国的に利用が伸び悩んでいるという課題があります。

こうした状況を背景に、国は制度利用の促進に向けた取り組みを本格化させ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行されました。この法律は、従来の財産管理の側面に偏りがちであった制度運用を見直し、「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上の保護の重視」の3点を、制度の基本理念として重視することを明確にしました。

この成年後見制度利用促進法に基づき、国は平成29(2017)年に「成年後見制度利用促進基本計画」、さらに社会情勢の変化を踏まえ令和4(2022)年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これらの国の基本計画においては、市町村が地域の実情に応じて利用促進に関する計画を主体的に策定し、医療・介護・福祉等の関係機関が連携する「地域連携ネットワーク」を構築することの重要性が示されています。

認知症や障害のある状態になることは誰にもあり得ることで、成年後見制度は、そのような市民の権利を守り、地域での安心した暮らしを支えるものです。これは、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる社会を目指す、地域福祉の理念と深く結びついています。全ての市民が個人の尊厳を保ちながら、その人らしい生活をおくることができる地域社会の実現に向け、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の推進を図ります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定されており、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

(3)施策の展開

施策 1 権利擁護センター（中核施設）を中心とした支援ネットワークの構築

本市では、平成28(2016)年5月施行の「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき閣議決定された「成年後見制度利用促進計画」に則り、その計画の施策目標として掲げられた「地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の要となる権利擁護センター（成年後見支援センター）を平成28(2016)年6月に、社協への業務委託という形で設置しました。

◎ 和光市権利擁護センター(成年後見支援センター)

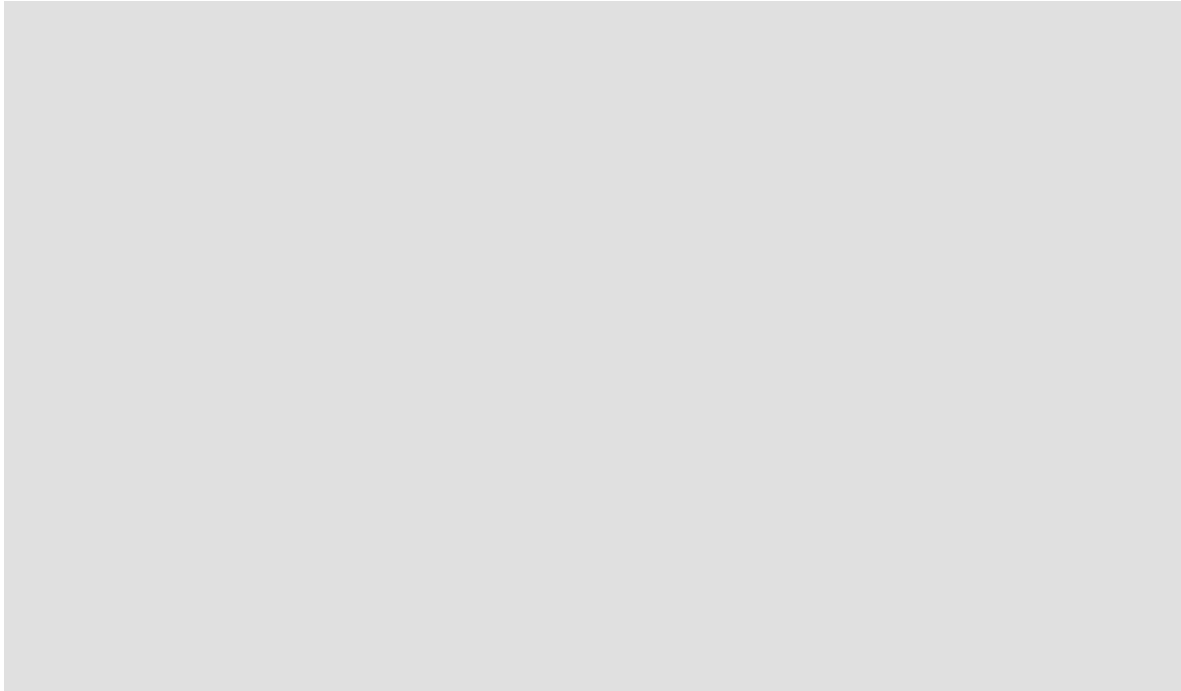
和光市権利擁護センターは、専門職による専門的助言等の支援の確保など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として位置づけられています。

◎ 成年後見支援会議

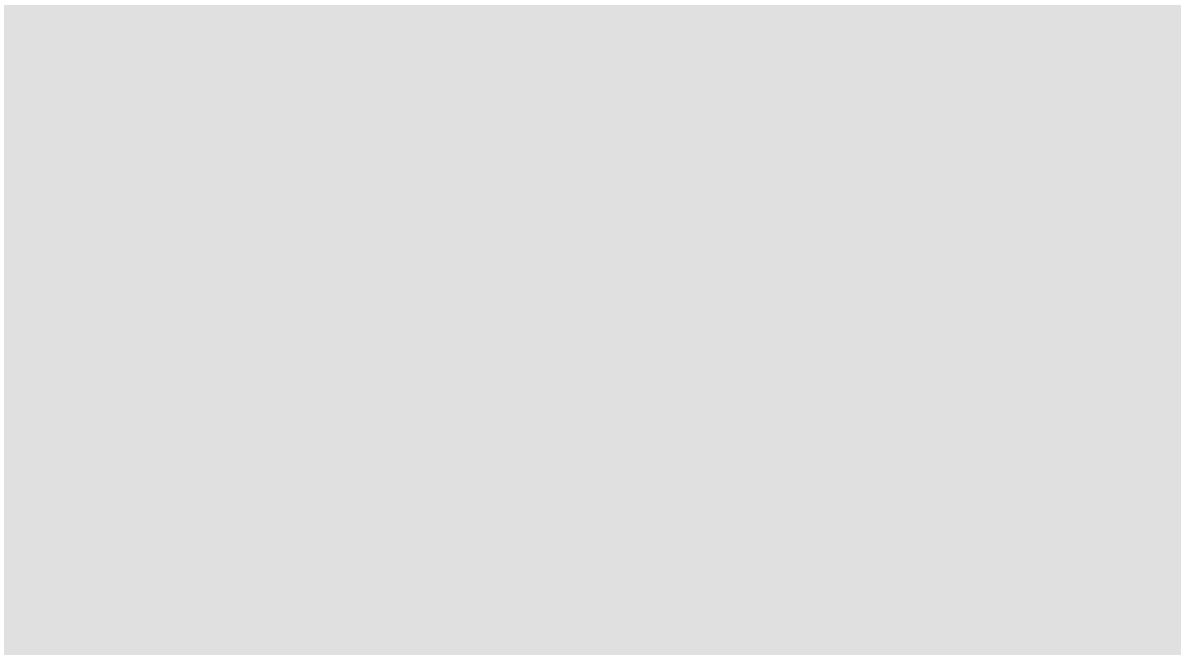
成年後見支援会議は、権利擁護についての協議会として位置づけられ、地域で権利擁護に関するケースの検討を行います。具体的には、適切な後見人等の推薦にかかる事項、後見開始後の柔軟な後見人等の交代、市民後見人候補者からの市民後見人の推薦、複数後見のあり方等を検討しています。また、専門職団体と地域の関係者が連携し、権利擁護における地域課題の検討・調整を行い、解決に向けて協議を行います。

引き続き、権利擁護にかかる関係機関の組織のイメージ及び相談受理フローに基づいて、地域連携ネットワークとして機能させます。

【権利擁護にかかる組織と機能のイメージ】



【和光市における権利擁護の相談受理フロー】



施策2 後見人の養成と活動支援

身近な地域住民の立場で、判断能力が不十分な方の権利を守り、その人らしい生活を支援する後見人の役割は重要となります。市民による「市民後見人」の養成や研修、「法人後見人」の確保に努め、市の権利擁護支援事業に積極的に関わられるような人材の活用を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①市民後見人の養成講座の開催	成年後見制度の利用促進のほか、市民の社会貢献の場づくり、互助活動の推進のため、市民後見人の養成講座を実施します。	市
②市民後見人に対する支援	市民後見人養成講座修了者が、市民後見人に選任されるまでの適切な支援と効果的な活用の方法を検討します。	市
③法人後見事業の普及、充実	法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人が成年後見人になることで、法人の職員が法人を代理して後見事務を行うことから、継続性や専門性を必要とする事案に対して有効とされています。市民後見人養成事業と連携して、法人後見人の確保に努めるとともに、地域に根差した法人後見事業の普及と長期的・安定的な運営を図ります。	社協

施策3 権利を守る制度の利用促進

社協と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護に関する周知を図ります。

また、成年後見制度の利用に関する費用の助成や、「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)」による福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行います。

取組項目	取組内容	取組の主体
①成年後見制度等の権利擁護に関する広報・啓発	支援を必要としている人が適切に制度を活用できるよう、権利擁護センターによる成年後見制度をはじめとする権利擁護について、広報活動を充実します。市・社協のホームページの情報を充実させるよう、見直しや有効な広報手法の検討を行います。	市・社協
②成年後見制度の利用に関する助成	「和光市権利擁護事業実施要綱」に基づき、本人の財産状況から申立費用、後見人等報酬、及び福祉サービス利用費用を負担することが困難な場合に費用を助成します。	市
③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)	福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の周知と利用を推進します。また、事業を支える「生活支援員」の養成を併せて行います。	社協

施策4 権利擁護に関する相談体制の拡充

本人やその家族等からの生活上の悩みや困りごとから、その人の権利が守られていない状況が見える場合があり、解決に向けての支援を行います。また、地域包括支援センターをはじめ、市内の各種相談機関と連携し、権利擁護支援が必要と思われる市民の相談や関係者からの相談に対応していきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①権利擁護の相談窓口の拡充	認知症高齢者や障害者等、権利を侵害されている状況にある本人やその家族などからの相談に対して、センター職員が解決に向けての支援を行います。また、福祉サービスの苦情についての相談を受け付け、解決に向けて助言等を行っていきます。	社協
②市内相談機関との連携	権利擁護支援を必要とする方が、適切な相談先に速やかにつながれるよう、関係機関による情報共有や連携により、切れ目のない相談支援体制の構築を目指します。	市・社協

2. 生活困窮者自立支援計画

(1) 計画策定の背景と目的

かつて日本の社会を支えてきた終身雇用や年功序列といった日本型の雇用慣行は、経済のグローバル化や産業構造の変化の中で大きく変容しました。正規雇用の減少と非正規雇用労働者の増加は、雇用の不安定化を招き、多くの人々が常に経済的な不安を抱える状況を生み出しています。

安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、万一のときには最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として、経済的基盤を支える社会保障制度があります。しかし、不安定な就労形態のために、社会保険制度や労働保険制度等の恩恵を受けにくい人々や、生活保護の要件には該当しないものの、実際には複合的な課題を抱え、経済的に困窮している世帯が少なくありません。

経済環境の変化と並行して、人口減少と少子高齢化、そして核家族化や未婚化・晩婚化の進展は、世帯構造に大きな影響を与え、特に単身世帯や高齢者のみの世帯が著しく増加しています。

これらの社会変化は、貧困や孤立が一部の特別な人々の問題ではなく、誰もが生活困窮に陥り、社会的に孤立するリスクがあることにつながっています。

こうした背景から、生活に困窮する人々に対する包括的な支援を強化するため、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この法律は、従来のセーフティネットを補完し、生活保護に至る前の段階で切れ目のない支援を提供する「第2のセーフティネット」として位置づけられています。その後、平成30(2018)年の法改正では、家計改善支援事業や子どもの学習・生活支援事業の任意事業から必須事業への移行等、支援内容の充実が図られました。

生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者」を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と幅広く定義しています。制度の対象を限定的に捉えるのではなく、複合的な課題を抱える人々が制度の狭間で孤立することなく、また、現時点では顕在化していなくても、将来的に困窮に陥る懸念がある人々に対しても、早期かつ予防的な支援を届けることを目的としています。

本市では、これまでに市と社協等が連携し、生活困窮者に対する各種支援事業に取り組んできました。しかし、生活困窮世帯が抱える課題は、経済的なことだけではなく、心身の健康や家族関係、社会からの孤立等、複数の要因が関係している場合が多く、既存の施策や個別の支援だけでは解決が困難なケースも増えています。

このような状況を踏まえ、本市における生活困窮者への一層の支援の強化を図ります。

(2)計画の位置づけ

本計画は、平成26(2014)年3月27日 社会・援護局長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として通知されていることに基づき、策定します。

(3)施策の展開

施策1 生活困窮者自立支援法に基づく支援

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等で生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活の実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある市民への予防的な支援を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①自立支援相談	生活困窮等に関する包括的な支援計画を策定、支援し、効果を評価・確認しながら、本人の自立までを継続的に支えていきます。	
②家計改善支援	家計に関する調査を行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出す支援をします。	
③就労準備支援	生活習慣の形成、就労に向けた意欲の向上や、就職活動を行う前段に最低限必要な知識やマナーの習得、一般就労への就職活動に向けた技法や知識の取得等に向けた支援をします。	
④こどもの学習生活支援	和光市こども計画との整合を図り、生活困窮世帯に暮らすこどもの生活支援や学習支援を行います。	

施策2 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく支援

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されない社会を目指し、貧困が次の世代に受け継がれることを防ぐための支援を行います。支援にあたっては、和光市こども計画との整合を図ります。

取組項目	取組内容	取組の主体
①教育の支援	教育支援センターによる相談支援や学校教育相談に関わる学校や関係機関との綿密な連携体制を構築し、効果的な支援体制の確保を図ります。 また、生活困窮世帯の小学4年生から小学6年生の児童、中学1年生から中学3年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	市
②生活の安定に資するための支援	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	市
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	市
④経済的負担の軽減のための支援	児童手当や児童扶養手当等の各種手当の支給に加え、医療費の助成等により、家計の負担を軽減し、こどもを安心して育てられるための経済的な基盤を支えます。	市
⑤支援につながる仕組みづくり	近隣住民による見守りや声かけ、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図る支援体制を構築します。	市・社協・市民

施策3 多様な主体による支援

生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化しており、市、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業、地域住民といった多様な主体が、それぞれの専門性や強みを活かして連携・協働することが不可欠です。社会全体で支え合う包括的な支援ネットワークを構築し、誰もが孤立しない地域共生社会の実現を目指します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①生活困窮者の早期把握	生活困窮者が抱える課題は複雑化・多様化していることに加え、長期の支援が必要となる場合があります。生活困窮者の早期発見と状況の把握により、ニーズに応じた自立生活支援につなげられるようにします。	市・社協
②支援につながる仕組みづくり【再掲】	近隣住民による見守りや声かけ、関係機関によるニーズに応じた支援、相談窓口における困りごとや課題の発見等を、生活困窮者への効果的な支援につなげられるよう、多様な人や機関による連携と情報共有を図ります。	市・社協・市民
③		

3. 再犯防止計画

(1) 計画策定の背景と目的

全国の刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年の約285万件をピークに減少を続け、令和3(2021)年には戦後最少を記録しました。令和5年は約60万件と、若干の増加が見られたものの低い水準で推移しており、社会全体の安全度の向上がみられます。

一方、検挙された者に占める再犯者の割合(再犯者率)は高い水準で推移しており、現在は犯罪者の約半数が再犯者となっています。この背景には、一度罪を犯した人が社会復帰の過程で困難に直面し、再び犯罪に至るという負の連鎖が断ち切れていない可能性がうかがえます。令和5年版犯罪白書でも、再犯の問題は重要な課題として取り上げられ、特に高齢者の再犯者率の高さや、窃盗・薬物事犯における再犯が顕著であることが指摘されています。

国は再犯防止を重要な政策課題として位置づけ、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)を制定し、これを受けた「再犯防止推進計画」等に基づき、これまでさまざまな再犯防止施策を実施してきました。今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

再犯防止推進法では、再犯防止に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることを初めて明記し、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や都道府県が、地域の実情に応じて主体的に取り組むべき課題であると位置づけました。

本市においても、罪や非行を犯した人が同じことを繰り返さないような支援と、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条に規定されており、再犯の防止等に関する施策の推進のための計画を定めるよう努めるものです。

(3) 施策の展開

施策1 再犯者の立ち直りを支援する取組の推進

。

取組項目	取組内容	取組の主体
①就労に向けた支援	ハローワークとの連携を図ります。	
②保健医療・福祉サービスの利用促進	犯罪をした人等のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により、自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援など、適切な支援を行います。	

施策2 更生保護に関する団体の活動支援

更生保護に関わる各種団体の活動支援や連携を推進します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護団体の活動支援	保護司会等と連携し、更生保護団体の活動を支援します。	市・社協
②朝霞地区更生保護サポートセンターに対する支援	更生保護サポートセンターは、地区における更生保護の活動の拠点で、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供を行っています。	市・社協

施策3 更生保護に関する広報や啓発

罪を犯した人の再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、市や社協、民間団体等が連携しながら取り組むとともに、地域において立ち直りを目指す人を受け入れるための意識醸成を図っていくことが大切です。

取組項目	取組内容	取組の主体
①更生保護に関する広報や啓発	市や社協、民間団体等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図ります。	市・社協

4. 困難を抱える女性の支援基本計画

(1) 計画策定の背景と目的

女性を取り巻く課題は、貧困やDV、性暴力、社会的孤立等が複雑に絡み合い、多様化・複合化しています。近年のコロナ禍は、脆弱な立場に置かれがちな女性たちに大きな影響を及ぼし、雇用の不安定化による経済的基盤の不安定さや、外出自粛に伴う家庭内での緊張の高まりや相談機会の減少は、女性が抱える問題の深刻さを増すことになりました。「孤独・孤立対策」という新たな視点を含めた、個別の課題に対応する縦割り支援では対応できない女性支援の強化が、社会全体にとって喫緊の課題となっています。

昭和31(1956)年に制定された「売春防止法」に基づく婦人保護事業は、売春を行う女性やそのおそれのある女性(要保護女子)を保護し、社会復帰を助けることを目的としたもので、現代の多様で複雑な課題に直面する女性を支援の対象とするには限界がありました。

こうした背景を踏まえ、支援の根拠を抜本的に見直し、現代の課題に即した新たな支援体制を構築するため、議員立法により「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)が令和4(2022)年5月に成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。この法律は、支援の目的を「保護更生」から、個人の尊厳を守る「女性の福祉の増進」へと大きく転換させたものです。基本理念には、女性の福祉の増進、関係機関および民間団体との協働、人権擁護や意思の尊重、男女平等の実現について示されています。

これらの理念に基づき、都道府県は「基本計画」を、市町村は「実施計画」を策定することが努力義務とされ、国、都道府県、市町村、そして民間団体が一体となって、重層的で切れ目のない支援ネットワークを構築することが求められています。

こうした背景と理念を踏まえ、本市においても、全ての女性が安心して暮らせる地域社会を実現するための施策を推進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、女性支援法第8条第3項に基づく「市基本計画」として策定するものです。

(3)施策の展開

施策 1 相談を通じたニーズの把握と適切な支援

困難を抱える女性の問題は多様化・複雑化しており、一人ひとりの状況に応じた支援が不可欠です。女性が安心して悩みを打ち明けられる相談体制を充実させ、その声に耳を傾けることで、個別のニーズを的確に把握し、支援につなげていきます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①女性相談	相談窓口を設置し、相談を実施します。	
②多様な相談窓口によるニーズの把握		
③多様な機関による女性支援	NPO 等を含めた機関との連携を図り支援体制の整備を行います。	

施策 2 女性の自立を支援する体制の整備

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題等で生活に困窮している方の状況を改善し、自立した生活の実現するための支援を行います。あわせて、現状では困窮している状態でないものの、将来的にその懸念がある市民への予防的な支援を検討します。

取組項目	取組内容	取組の主体
①就労支援	就労準備支援等により、困窮に陥らないよう支援を行います。	

施策3 ジェンダー平等に向けた理解の推進

全ての女性が、性別による固定観念にとらわれず、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく
生きられる地域社会の実現を目指し、理解の推進に取り組めます。

取組項目	取組内容	取組の主体
①ジェンダー平等に関する 理解の推進		

第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

発 行 2026(令和8)年3月

編 集 和光市 福祉部 地域共生推進課／社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

和光市 福祉部 地域共生推進課

住所：〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話：048-464-1111(代表)

FAX:048-467-1488

e-mail:d0500@city.wako.lg.jp

URL:https://www.city.wako.lg.jp/

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

住所：〒351-0104 埼玉県和光市南1-23-1
総合福祉会館内

電話：048-452-7111

FAX:048-465-8308

e-mail:info@wako-shakyo.or.jp

URL:http://www.wako-shakyo.or.jp/
